
知的財産の価値評価手法及び その評価事例について

2010年1月15日(金)

特許業務法人 原謙三国際特許事務所
HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

弁理士 長谷川 和哉

目次

I . 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

II . 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

III . 知財の価値評価の事例について

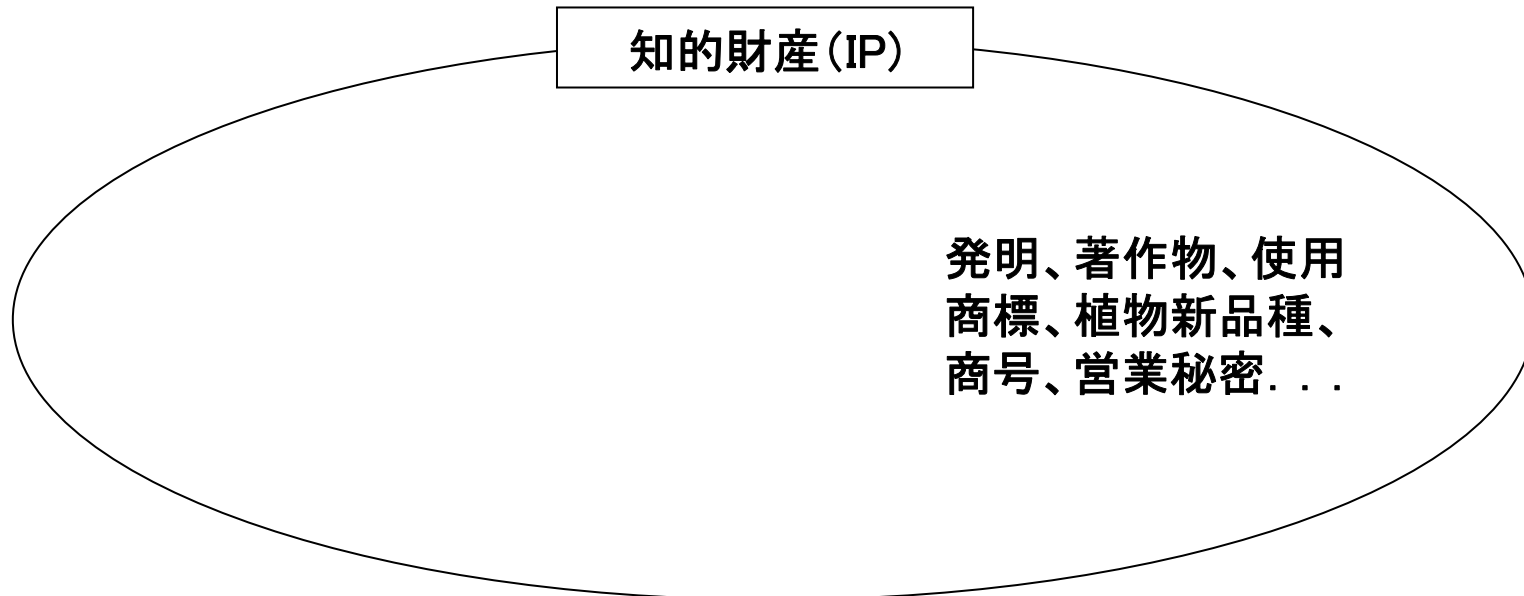
目次

I . 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

知的財産(知財)とは



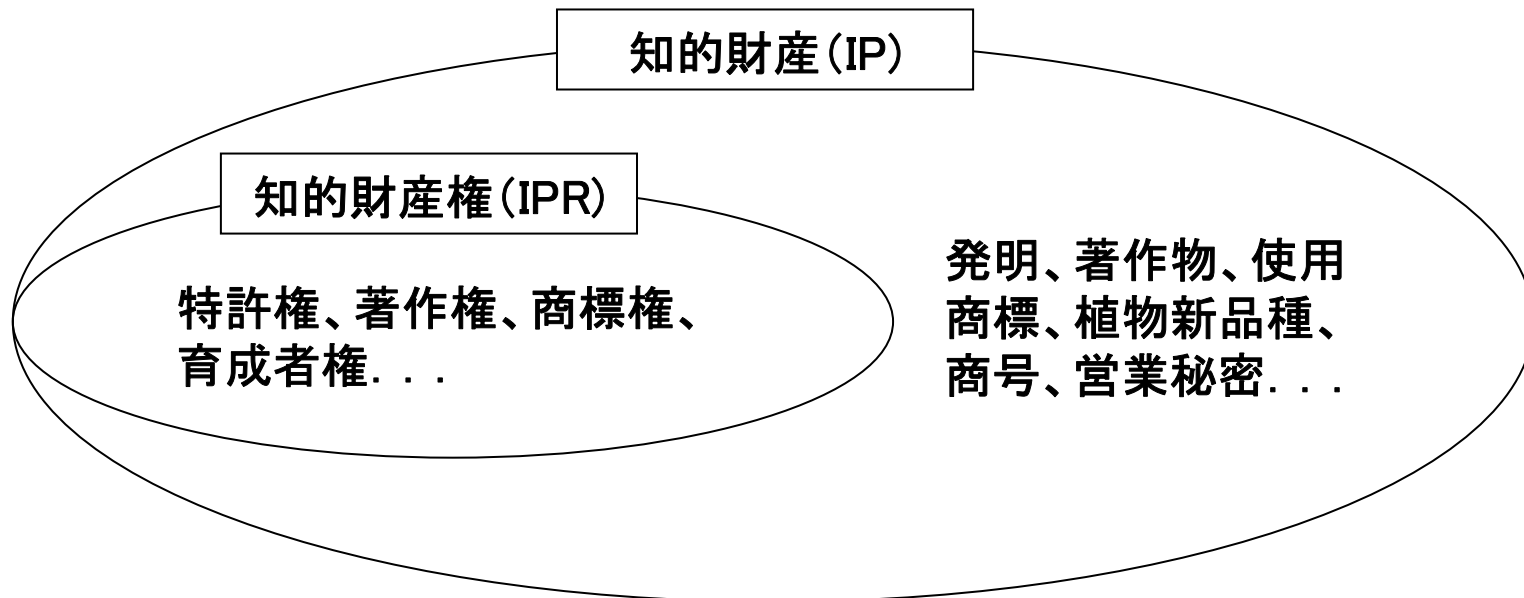
知的財産基本法 第2条第1項

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

知的財産(知財)とは



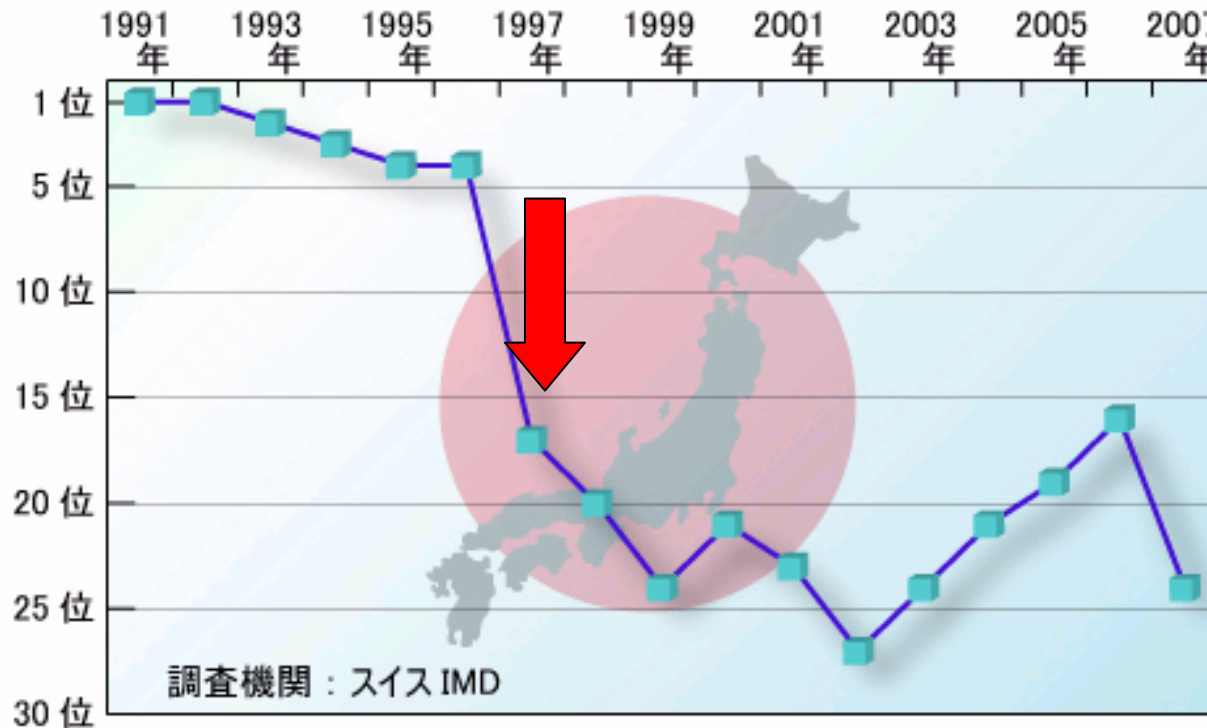
知的財産基本法 第2条第2項

この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

国際経営開発研究所(IMD)の日本の国際競争力ランキング



IMD国際競争力:競争力に関する幅広い統計、アンケートにより作成。

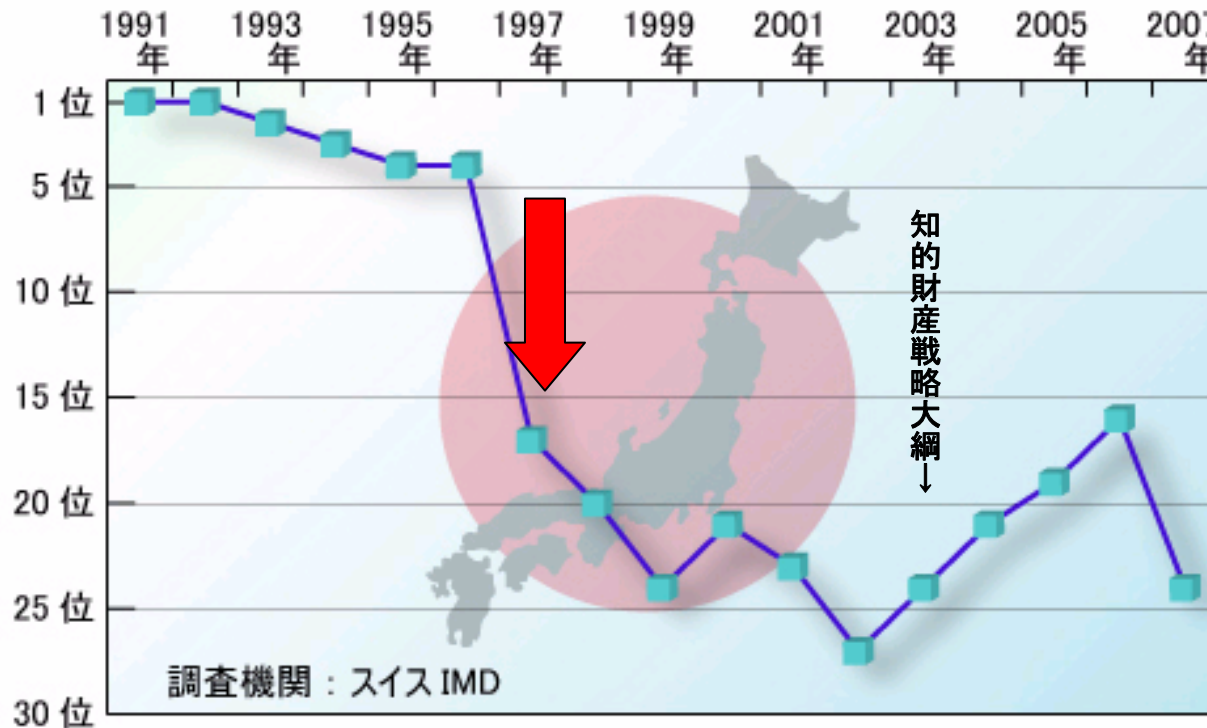
競争力=企業活動を支援する環境の設備の度合い。

経済力、国富等とは別概念。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

国際経営開発研究所 (IMD) の日本の国際競争力ランキング



我が国のインフラに対する評価は上位。

経済状況、政府効率性に対する評価が低い。

インフラの強みが国としての競争力につながっていない。

➡ プロパテント
政策へ

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

プロパテントが国家戦略に

制度改正	施行時期	内容
知的財産基本法の制定	2003	基本理念、知財本部の設置、推進計画の策定等
関税定率法等の改正	2003	特許権等の侵害物品の輸入挿止、育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加
不正競争防止法等の改正	2004	営業秘密の不正取得、使用、開示した者への処罰
特許法等の改正	2004	出願手数料・特許料の減額、審査請求手数料の増額、異議申立制度と無効審判の統合
著作権法の改正	2004	送信可能化権の拡大、実演に係る人格権の創設
知的財産高等裁判所設置法の制定	2005	知的財産高等裁判所の設置
破産法の改正	2005	倒産時等における知的財産のライセンシーの立場保護
裁判所法等の改正	2005	知財事件における裁判所調査官の権限の拡大・明確化、営業秘密の保護強化
信託業法の改正	2004	知財権を受託可能財産とし、信託業の担い手を株式会社一般に拡大

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

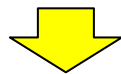
知財の価値評価の必要性

知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」より

- ・今日、企業の価値評価の対象は、バランスシート等の財務諸表には載らない「見えない資産」に移りつつあるが、特に、知的財産の比重は少なくないと考えられる。
- ・金融機関も、土地や設備というバランスシートに記載された、目に見える資産のみで企業の価値を評価するのではなく、知的財産を担保にした資金供給にも積極的に取り組むべきであり、これを推進するため、**知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない。**

知的財産戦略のポイント

知的財産を創造し、権利化し、保護し、

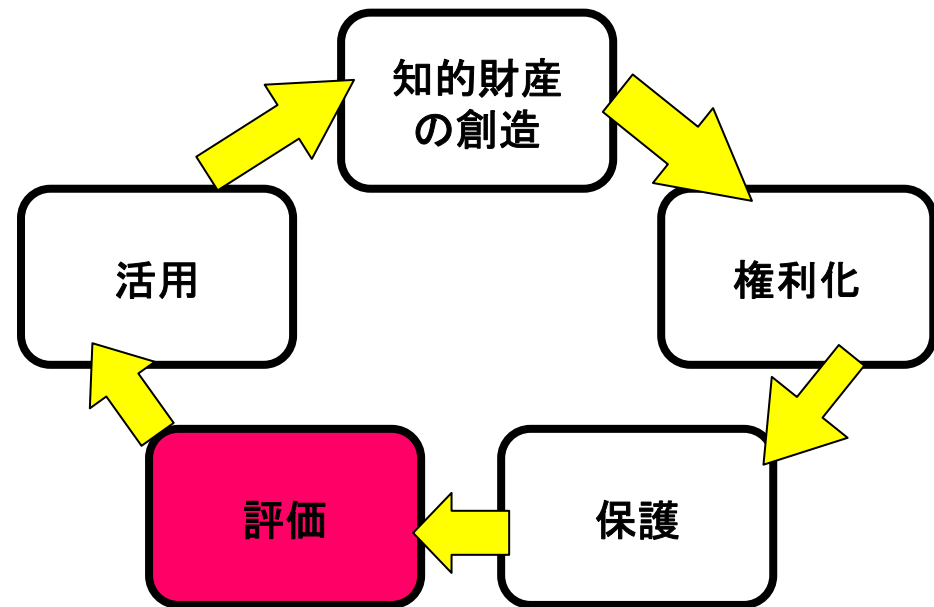


その価値を適切に**評価**し、



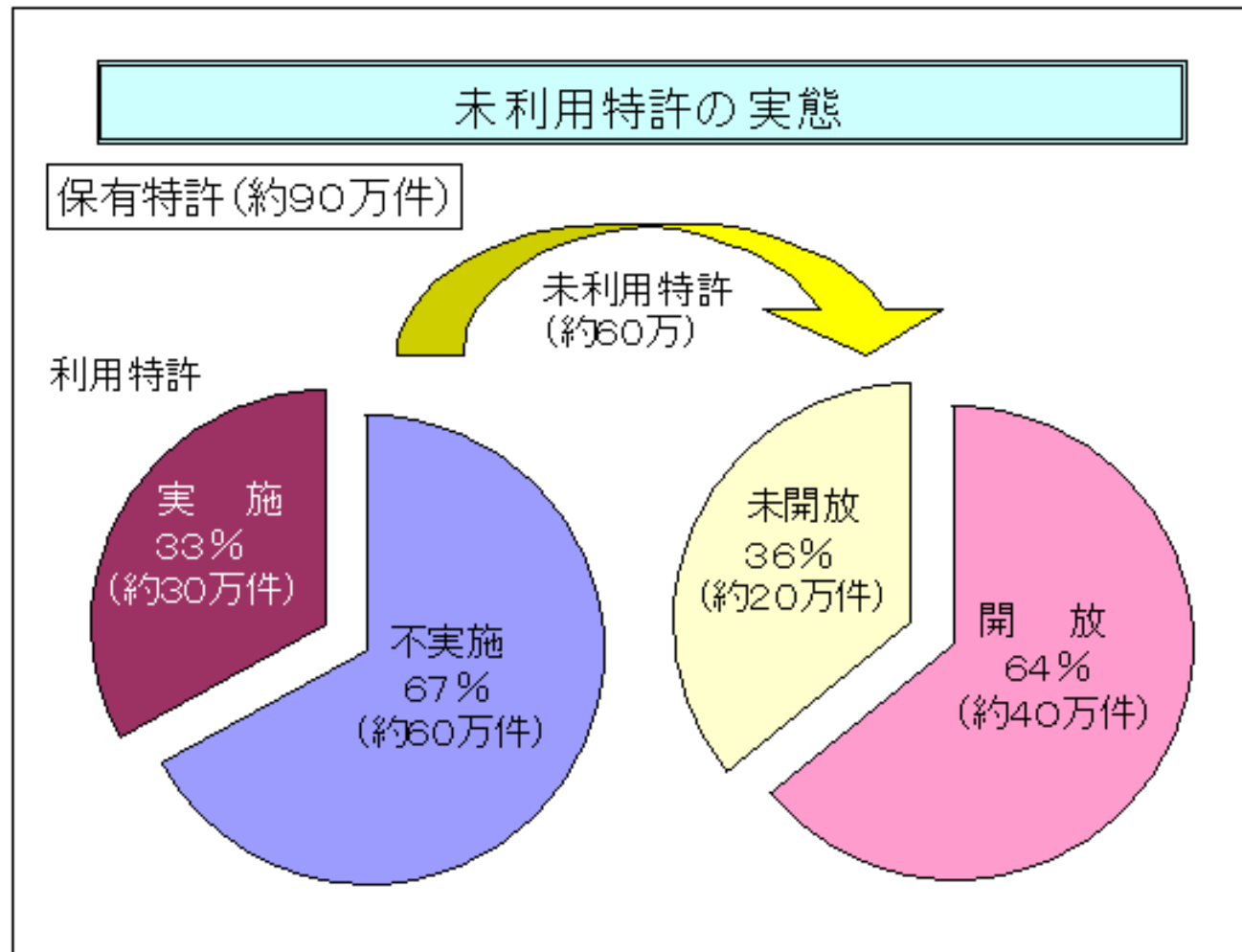
見えざる知的財産を掘り起こし、これを「**見える知的財産価値**」に変えて活用する

知的財産戦略モデル



I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性



(特許庁HPより)

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

IMD国際競争力ランキング上位20位(2009年)

1	米国	11	ノルウェー
2	香港	12	ルクセンブルグ
3	シンガポール	13	ドイツ
4	スイス	14	カタール
5	デンマーク	15	ニュージーランド
6	スウェーデン	16	オーストリア
7	オーストラリア	17	日本
8	カナダ	18	マレーシア
9	フィンランド	19	アイルランド
10	オランダ	20	中国

「科学インフラ」日本2位、「財政状況」日本52位、「社会的枠組」日本54位。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

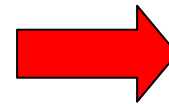
① プロパテントが国家戦略に

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

主な発明の対価請求訴訟

- ・オリンパス光学
- ・日亜化学: 青色LED
- ・日立製作所: DVD
- ・味の素: アスパルテーム
- ・敷島スターチ: イノシトール等製法特許
- ・キヤノン: レーザープリンタ
- ・三菱電機: フラッシュメモリ
- ・東芝: フラッシュメモリ
- ・デンソー: 燃料ポンプ
- ・シャープ: 液晶パネル



認定される対価が非常に高額になるケース有り。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

- **日立製作所 対価請求権事件 東京地裁判決**
H14.11.29 東京地裁 平成10(ワ)16832
 - － 原告は、光ディスク再生装置に関する発明の実施料収入及び包括クロスライセンスの対価として9億7千万円を請求した。
 - － 相当な対価として3,474万円が認定された。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

1. 個別のライセンス契約により被告が得た利益額

①フィリップス

2億4,700万円 × 0.3 = 7,410万円
(実施収入料) (寄与率)

②ヤマハ

2億2,580万円 × 0.1 = 2,258万円
(実施収入料) (寄与率)

③フナイ

1億7,330万円 × 0.1 = 1,733万円
(実施収入料) (寄与率)

④ケンウッド

11億8,300万円 × 0.05 = 5,915万円
(実施収入料) (寄与率)

⑤ナカミチ

6,430万円 × 0.1 = 643万円
(実施収入料) (寄与率)

小計 1億7,959万円

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

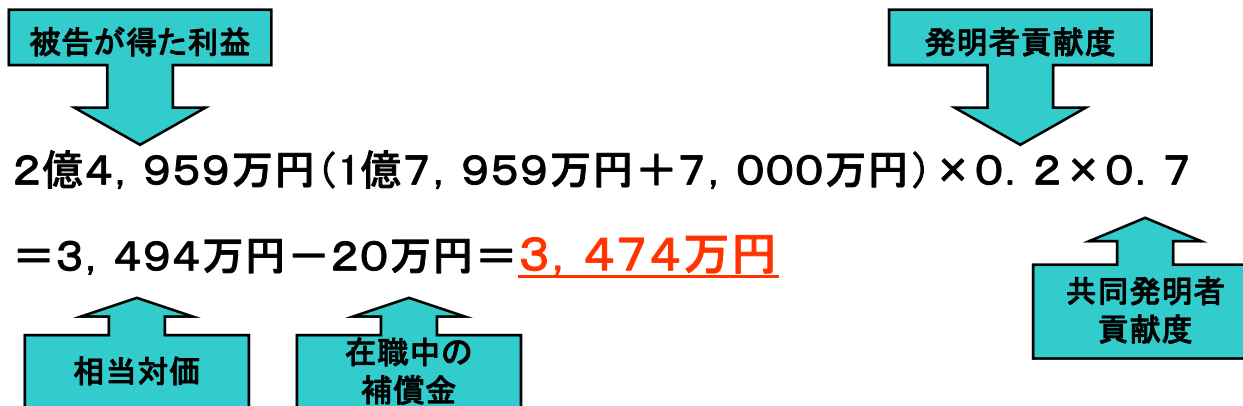
知財の価値評価の必要性

2. 包括的クロスライセンス契約により被告が得た利益額

- ①ソニー 3, 000万円
- ②松下電器 無し
- ③フィリップス 4, 000万円

小計 7, 000万円

3. 相当対価の算定



(注) 発明者の貢献度を20%、共同研究者の貢献度を30%とした。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

特許法第35条(平成16年改正)

4. 契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。

5. 前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第3項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

特許法改正により、**合理的手続き**を条件に労使合意による対価設定が可能となった。

しかし、合理的な対価を算定するためには、適切な知財評価が必要となる。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

① プロパテントが国家戦略に

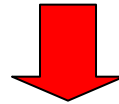
② 「発明の対価」の請求訴訟

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」より

- ・今日、企業の価値評価の対象は、バランスシート等の財務諸表には載らない「見えない資産」に移りつつあるが、特に、知的財産の比重は少なくないと考えられる。
- ・金融機関も、土地や設備というバランスシートに記載された、目に見える資産のみで企業の価値を評価するのではなく、**知的財産を担保にした資金供給**にも積極的に取り組むべきであり、これを推進するため、知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない。



知的財産による資金調達：

(1) 担保融資

(2) 証券化

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

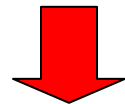
知財の価値評価の必要性

(1) 知的財産担保融資

平成5年ごろから日本政策投資銀行(旧 日本開発銀行)などが手がけている。

知的財産を担保とする主な理由:

- ①他に適当な有形資産担保が無い。
- ②知的資産が返済原資の主役である。



ベンチャー企業の資金調達手段として特に注目されている。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

特許、出願段階で担保に 特許庁、中小の資金調達支援

特許庁は特許出願中の技術を担保に融資を受けられるよう、特許法を改正する検討に入った。特許を取得する前の発明を担保に入れることを解禁し、不動産のような登録・公示制度を設けて出願段階でも権利関係を明らかにする。発明後の早い段階で担保にすることが認められれば、大学や中小・ベンチャー企業の資金調達力を高める効果が見込まれる。

現在、発明や技術は、特許を取得する前の出願段階でも、売買やライセンス契約を結ぶことができる。特許庁の審査に通れば権利者として技術を利用できるため、資金調達の手段として多く活用されている。2007年度は年間2万件以上の発明が特許取得前に売買やライセンスの対象となった。

[2010年1月6日/日本経済新聞 朝刊]

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

主な知的財産権担保融資実績

融資先	担保対象	内容
小室 哲哉 氏	音楽著作権	富士銀行(現みずほ銀行)、約10億円
ワイズビジネス	インターネット出版に関するビジネスモデル特許	日本政策投資銀行、あおぞら銀行
ペンシル	インターネットポータルサイトに関する商標権およびドメインネーム	日本政策投資銀行、1,000万円
ジャストウェイ	ソフトウェアプログラム著作権	日本政策投資銀行、6,000万円
アリストライフサイエンス	農薬製造・販売に関する特許権など	UFJ銀行、三井信託銀行、あおぞら銀行、住友信託銀行、355億円
旭通信	業務効率化システムに関する特許権、著作権	横浜銀行、日本政策投資銀行、4,000万円ずつ
GDH	アニメ作品著作权	東京三菱銀行、UFJ銀行、日本政策投資銀行、合計9億円

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

(2) 知的財産の証券化

知的財産を裏づけとして証券を発行・売却することにより、資金調達を行うこと。

資金調達者	原資産	調達額
カルバン・クライン	カルバン・クライン商標の独占的使用権に基づく香水商品に関するロイヤルティー収入	5,800万ドル
デビッド・ボウイ	300曲に関する将来15年にわたるロイヤルティー収入	5,500万ドル
イエール大学	エイズ治療薬特許に関するライセンス収入	2,116万ドル

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

① プロパテントが国家戦略に

② 「発明の対価」の請求訴訟

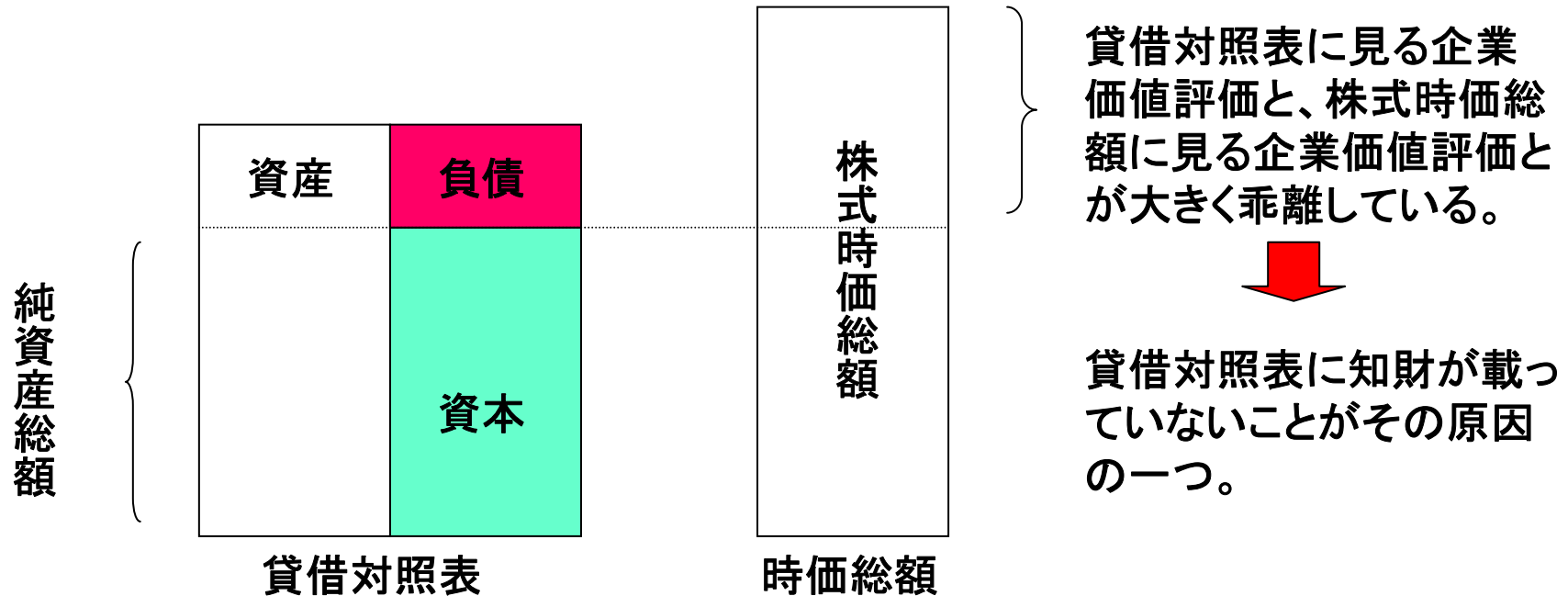
③ 知的財産による資金調達

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」より

- ・今日、企業の価値評価の対象は、バランスシート等の財務諸表には載らない「見えない資産」に移りつつあるが、特に、知的財産の比重は少なくないと考えられる。
- ・金融機関も、土地や設備というバランスシートに記載された、目に見える資産のみで企業の価値を評価するのではなく、知的財産を担保にした資金供給にも積極的に取り組むべきであり、これを推進するため、知的財産の適切な評価手法の確立を急がなければならない。



I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

貸借対照表(バランスシート)

資産の部	負債・資本の部
流動資産 現預金 受取手形 売掛金 商品 貸倒引当金	流動負債 買掛金 短期借入金 未払法人税等
	固定負債 長期借入金
固定資産 有形固定資産 減価償却累計額 無形固定資産 投資その他の資産	資本の部 資本金 利益剰余金
総資産	総資本

マイクロソフト社:

株式時価総額に占める無形資産の割合が93%であるといわれている。(ビジネスウィーク誌、1997年7月)。



企業価値評価の適正化のためには、①知的財産などの無形資産に関する情報開示、および②資産計上が必要。

さらに、2010年3月期 国際会計基準(IFRS)が選択可能となる(2009/12/11 金融庁 公布)。

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

「知的財産情報開示指針」公表までの経緯

2002年度	知的財産戦略大綱に基づき検討を開始。
2003年3月	(産業構造審議会知的財産政策部会経営・市場環境小委員会) 「知的財産取得・管理指針」 「特許・技術情報の開示パイロットモデル」
2003年度 7月～ 10月～	知的財産推進計画に基づき指針策定に向けて検討を開始。 (企業及び市場関係者等による研究会) (産業構造審議会知的財産政策部会経営・情報開示小委員会)
12/18	<u>指針案提示(経営・情報開示小委員会)</u>
12月下旬～1月下旬	パブリックコメント
2004年1月	<u>指針とりまとめ(経営・情報開示小委員会)</u>

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

知的財産情報開示指針

(経済産業省、平成16年1月)

開示の考え方(5原則)

- あくまでも任意の開示であること
- 「知財経営」を表すものであること
- 前提条件となる事項や数量的裏付けを伴うこと
- 原則として、連結ベースかつセグメント単位であること
- 大企業のみならず中小・ベンチャー企業にも有効であること

開示の項目

- ①中核技術と事業モデル
- ②研究開発セグメントと事業戦略の方向性
- ③研究開発セグメントと知的財産の概略
- ④技術の市場性、市場優位性の分析
- ⑤研究開発・知的財産組織図、研究開発協力・提携
- ⑥知的財産の取得・管理、営業秘密管理、技術流出防止に関する方針(指針の実施を含む)
- ⑦ライセンス関連活動の事業への貢献
- ⑧特許群の事業への貢献
- ⑨知的財産ポートフォリオに対する方針
- ⑩リスク対応情報

●米国特許登録件数・特許出願公開件数・特許権収入・特許収支比率

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
米国特許登録件数(件) ^{※1}	1,928	1,795	1,890	1,877	1,893	1,992	1,805	1,828	2,385	1,989
特許出願公開件数(件) ^{※2}	7,515	9,463	10,669	9,407	9,562	10,372	10,317	9,273	11,509	8,997
特許権収入(百万円)	17,957	15,771	15,798	24,231	20,239	21,690	22,357	20,924	28,069	30,709
特許収支比率(%)	15,350	5,292	4,908	4,127	1,949	1,275	227	1,381	189	948

※1 米国商務省発表による。ただし、2005年までは年間合計件数として発表された数値。2006年以降は、週間合計件数として発表された数値をもとに年間合計件数を算出。
 ※2 社内検索システムP/Net調べ。1999年までは日本特許情報機構(JAPIO)データによる。

●1997～2006年米国特許登録件数上位10社(米国商務省発表による)

順位	1997		1998		1999		2000		2001	
	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数
1	IBM	1,724	IBM	2,657	IBM	2,756	IBM	2,886	IBM	3,411
2	キヤノン	1,381	キヤノン	1,928	NEC	1,842	NEC	2,021	NEC	1,953
3	NEC	1,095	NEC	1,627	キヤノン	1,795	キヤノン	1,890	キヤノン	1,877
4	MOTOROLA	1,058	MOTOROLA	1,406	SAMSUNG ELECTRONICS	1,545	SAMSUNG ELECTRONICS	1,441	MICRON TECHNOLOGY	1,643
5	富士通	903	ソニー	1,316	ソニー	1,410	LUCENT TECHNOLOGIES	1,411	SAMSUNG ELECTRONICS	1,450
6	日立製作所	903	SAMSUNG ELECTRONICS	1,304	東芝	1,200	ソニー	1,385	松下電器産業	1,440
7	三菱電機	892	富士通	1,189	富士通	1,192	MICRON TECHNOLOGY	1,304	ソニー	1,363
8	東芝	862	東芝	1,170	MOTOROLA	1,192	東芝	1,232	日立製作所	1,271
9	ソニー	859	EASTMAN KODAK	1,124	LUCENT TECHNOLOGIES	1,152	MOTOROLA	1,196	三菱電機	1,184
10	EASTMAN KODAK	795	日立製作所	1,094	三菱電機	1,054	富士通	1,147	富士通	1,166

順位	2002		2003		2004		2005		2006	
	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数	権利者	件数
1	IBM	3,288	IBM	3,415	IBM	3,248	IBM	2,941	IBM	3,616
2	キヤノン	1,893	キヤノン	1,992	松下電器産業	1,934	キヤノン	1,828	SAMSUNG ELECTRONICS	2,444
3	MICRON TECHNOLOGY	1,833	日立製作所	1,893	キヤノン	1,805	HEWLETT-PACKARD	1,797	キヤノン	2,385
4	NEC	1,821	松下電器産業	1,774	HEWLETT-PACKARD	1,775	松下電器産業	1,688	松下電器産業	2,253
5	日立製作所	1,602	MICRON TECHNOLOGY	1,707	MICRON TECHNOLOGY	1,760	SAMSUNG ELECTRONICS	1,641	HEWLETT-PACKARD	2,108
6	松下電器産業	1,544	INTEL	1,592	SAMSUNG ELECTRONICS	1,604	MICRON TECHNOLOGY	1,561	INTEL	1,963
7	ソニー	1,434	ROYAL PHILIPS ELECTRONICS	1,353	INTEL	1,601	INTEL	1,549	ソニー	1,814
8	GENERAL ELECTRIC	1,416	SAMSUNG ELECTRONICS	1,313	日立製作所	1,513	日立製作所	1,271	日立製作所	1,751
9	HEWLETT-PACKARD	1,385	ソニー	1,311	東芝	1,311	東芝	1,258	東芝	1,714
10	三菱電機	1,373	富士通	1,302	ソニー	1,305	富士通	1,154	MICRON TECHNOLOGY	1,610

(キヤノンHPページより)

I. 知財の価値評価が注目されているのはなぜか

知財の価値評価の必要性

① プロパテントが国家戦略に

② 「発明の対価」の請求訴訟

③ 知的財産による資金調達

④ 知的財産の情報開示、資産計上

目次

Ⅱ．知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(1) コスト法

(2) インカム法

(3) マーケット法

(4) 経験則法

– 専門家の経験に基づき評価する(直接的評価)。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(1) コスト法

- 知的財産を外部から購入する場合に支払った対価、自ら創設する場合には知的財産が確立するまでに要したコストを知的財産の価値であるとする考え方(直接的評価法)。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(1) コスト法

① 原価法(ヒストリカルコスト法)

- 研究開発、権利取得、維持等、評価しようとする知的財産を保有するに至るまでに費やした過去の費用を足し合わせたものを知的財産の価値であるとする考え方。

② 再構築費用法(リプレースメントコスト法)

- 評価しようとする知的財産を、再度作成すると仮定した場合に必要な費用を資産価値とする考え方。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

- 将来の**予測事業収益(予測キャッシュフロー)**を評価額とみなす考え方。知的財産価値は、その事業における**知的財産の寄与率**を乗じて求める。それゆえ、予測キャッシュフローにおける知的財産の寄与率を推定する必要有り。

予測キャッシュフローに関する考慮要因の違いにより分類

- ① 計画キャッシュフロー法
- ② 単純DCF(ディスカウントキャッシュフロー)法
- ③ DCFベース決定木分析法
- ④ オプション理論ベース法

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

① 計画キャッシュフロー法

事業によって生み出される将来各期のキャッシュフローに知的財産の寄与率を掛け合わせ、これを単純に合計して評価額とする考え方。

② 単純DCF法

計画キャッシュフロー法において、さらにキャッシュの時間的価値を考慮する方法。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

知的財産の寄与率

・・・知財が事業収益に寄与した割合

①ロイヤルティ料率による推定 (免除ロイヤルティ法)

知的財産を所有していないとしたらどの程度のロイヤルティをライセンスに支払うのかを考慮する。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

知的財産の寄与率

・・・知財が事業収益に寄与した割合

②収益率による推定

総キャッシュフローを順次、各商品、サービス毎のキャッシュフローに要素分解し、これを関連する運転資本、固定資産又は知的財産として配分した後、さらに個別の知的財産の寄与分を算定する。

- ・25%ルール
- ・利益三分法

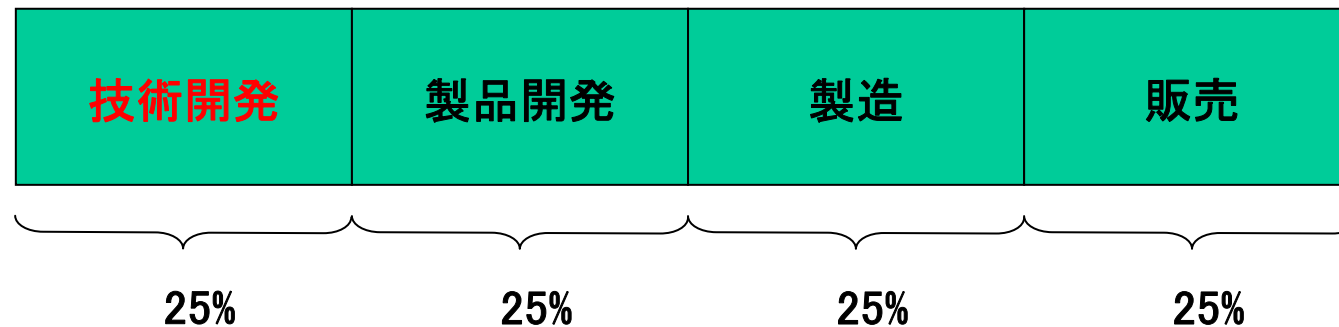
II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

25%ルール:

事業によって利益をあげるためには、技術開発、製品開発、製造、販売の各段階が必要となる。これらの貢献度が均等であるとすれば、技術開発の貢献度は利益の4分の1(すなわち25%)であるとする考え方。



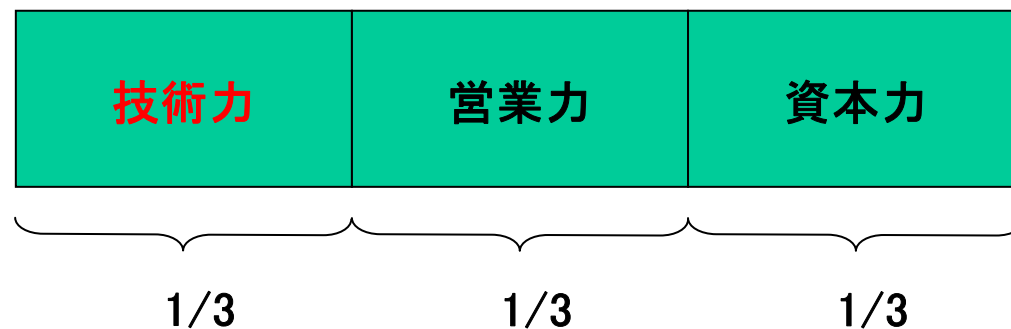
II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(2) インカム法

利益三分法:

事業によって利益をあげるためには、資本力、営業力、技術力が必要となる。これらの貢献度が均等であるとするれば、技術開発の貢献度は利益の3分の1であるとする考え方。



Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(3) マーケット法

① 類似取引比較法（直接的評価）

- 類似する取引と直接比較する方法であり、評価しようとしている知的財産と類似の知的財産の売買額やロイヤリティ料率を調べて、適切な価格を推定する方法。

② 残存価値法（間接的評価）

- 企業価値から、知的財産以外の資産価値（時価）を差し引くことにより、間接的に知的財産の評価額を得る方法。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

1. 知財の価値評価の手法

(3) マーケット法

② 残存価値法(間接的評価)

流動資産(時価)		流動負債(時価)	} 企業(事業)価値
有形固定資産(時価)		固定負債(時価)	
知財以外の無形固定資産(時価)		株主資本(時価)	
知財の評価額			

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

2. メリット&デメリット

	メリット	デメリット
インカム法	知的財産の将来の利益やリスクを反映できる。	・将来のキャッシュフロー予測や割引率の算定が困難。
マーケット法	客観的な評価をすることができる。	・知的財産には、活発な取引市場がない。 ・知的財産の性質上、唯一無二の存在であるため、比較的可能な類似の取引事例に関する情報を入手する事が困難。
コスト法	比較的算定が容易。	・同類のコストをかけても同じ効果が得られるとは限らない。 ・知的財産の活用次第ではコスト以上の経済的価値を持つ可能性がある。 ・実務上はデータを収集するシステムがないと難しい。 ・間接費(例えば、開発費等)をどこまで計算するか問題になる。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

3. 知財評価が必要となる場面

(1) M&A(合併・買収)における評価

(2) 財務会計上の評価と開示

(3) 税務上の評価

(4) 売買価格決定における評価

(5) 実施許諾における評価

(6) 担保価値の評価

(7) 権利侵害訴訟における評価

(8) 内部管理目的の評価

(渡邊俊輔編著「知的財産 戦略・評価・会計」東洋経済新報社より)

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

場面 \ 評価方法	コスト アプローチ	インカム アプローチ	マーケット アプローチ
① M&Aにおける評価	—	○	○
② 財務会計上の評価	◎	—	—
③ 税法上の評価			
a) 法人税	◎	—	—
b) 相続税	—	◎	*
④ 売買価格決定における評価	○	○	*
⑤ 実施許諾における評価	△	△	△
⑥ 担保価値の評価	—	◎	*
⑦ 権利侵害訴訟における評価	—	○	△
⑧ 内部管理目的の評価	—	○	◎

(渡邊俊輔編著「知的財産 戦略・評価・会計」東洋経済新報社より)

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(1) M&A (合併・買収) における評価

- ・最大の問題は、被買収企業の価値評価
- ・M&Aにおける知的財産の価値評価は？
- ・基本的には時価による
→マーケットアプローチ

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(1) M&A(合併・買収)における評価

－テキサス・インスツルメント社の例－

- － 1997年、DSL通信技術に注目。
- － その通信技術に関する特許を保有するベンチャー企業を買収。
- － 周辺特許出願による対抗手段は取らず。
- － その企業をまるごと買い取る。
 - 1200万ドルの売上高の企業に対し、3000万ドルを払った。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(2) 財務会計上の評価と開示

財務諸表等規則

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 のれん

二 特許権

三 借地権(地上権を含む。)

四 商標権

五 実用新案権

六 意匠権

七 鉱業権

八 漁業権(入漁権を含む。)

九 ソフトウェア

十 リース資産(財務諸表提出会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第二号から前号まで及び次号に掲げるものである場合に限る。)

十一 その他

「国際会計基準 2015年にも強制適用」
(2009年12月12日付け日本経済新聞より)

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(3) 税務上の評価(a.法人税)

- 無形固定資産の位置づけ
 - 法人税上、無形固定資産は、有形固定資産の規定に従う(法人税法第2条)。
 - 特許権、商標権等は、減価償却資産に該当。
 - 一定の期間で償却することが求められる。
- 減価償却の方法
 - ①取得価額、②耐用年数、③残存価額、の3つの計算要素を決定。
 - 減価償却方法には、①定額法、②定率法、③生産高比例法、の3つがある。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(3) 税務上の評価(a.法人税)

- 取得価額は、その資産をどのように取得したかによって異なる(法人税施行令第54条)。
 - ①購入した資産
 - 購入代価と、その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額。
 - ②自己が建設等した資産
 - 建設等のために要した原材料費、経費等の額と、その資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額。



コストアプローチの採用

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(3) 税務上の評価 (b. 相続税)

- 知的財産は、相続法では無体財産。
- 財産評価基本通達に評価方法が規定。
 - 財産評価基本通達: 相続税、贈与税を計算する際に対象財産の価額評価基準として国税庁が定めているもの。
 - 可能な限り課税時点での時価による。
 - マーケットアプローチが好適。
- 特許権の評価
 - 将来受ける補償金の額の基準年利率による複利原価の額の合計額によって評価。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(4) 売買価格決定における評価

- 基本的には、時価によるべき。
→マーケットアプローチ法
- 現状、取引市場がないため、コストアプローチ法、インカムアプローチ法が取られることが多い。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(5) 実施許諾における評価

- ライセンス料をどのように算定すべきかが問題。
- 平成10年に特許庁が「特許権等契約ガイドライン」を公表。
- 但し、民間のライセンス契約は自由交渉による場合が多い。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(6) 担保価値の評価

- 担保価値の評価方法としては、インカムアプローチ法が適当。
- 但し、予測キャッシュフローの見積、割引率の算定が困難。
- 商品としてのライフサイクル、販売力等の慎重な見極めが重要。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(7) 権利侵害訴訟における評価

- 権利侵害訴訟では、権利侵害の有無の事実認定と並んで、損害賠償額の算定が重要。
- 損害賠償額算定の方法(特許権の例)
 - ①被侵害者の逸失利益(特許法第102条①)
 - ②侵害者の得た利益(特許法第102条②)
 - ③ライセンス料相当額(特許法第102条③)
 - ④その他

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

(8) 内部管理目的の評価

- 企業が経営管理を目的に知的財産の評価に取り組む例が増加。
- 主な目的は、①投資意思決定と、②業績評価、の2つ。
- 投資意思決定、業績評価では、知的財産の経済的な価値を知る必要あり。
→マーケットアプローチ法、インカムアプローチ法を採用すべき。

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- 最判平成18・1・24 平成17(受)541

「特許権の適正な価額は、損害額算定の基準時における**特許権を活用した事業収益の見込みに基づいて算定されるべきものである。**」

→特許権の適正価格は、インカム法に基づくものともとれる内容が判示されている。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

4. 知財評価が必要となる場面と評価方法との関係

場面 \ 評価方法	コスト アプローチ	インカム アプローチ	マーケット アプローチ
① M&Aにおける評価	—	○	○
② 財務会計上の評価	◎	—	—
③ 税法上の評価			
a) 法人税	◎	—	—
b) 相続税	—	◎	*
④ 売買価格決定における評価	○	○	*
⑤ 実施許諾における評価	△	△	△
⑥ 担保価値の評価	—	◎	*
⑦ 権利侵害訴訟における評価	—	○	△
⑧ 内部管理目的の評価	—	○	◎

(渡邊俊輔編著「知的財産 戦略・評価・会計」東洋経済新報社より)

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- 単純DCF法による評価手法

予測キャッシュフローを算出し、特許権の寄与率を乗じることにより、特許権の価値とする。

<DCF法の簡略参考概念式>

知財の価値

=各年(将来収益・キャッシュフロー×知財権の寄与率×現在価値への割引)の総和

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- 単純DCF法による評価手法

予測キャッシュフローを算出し、特許権の寄与率を乗じることにより、特許権の価値とする。

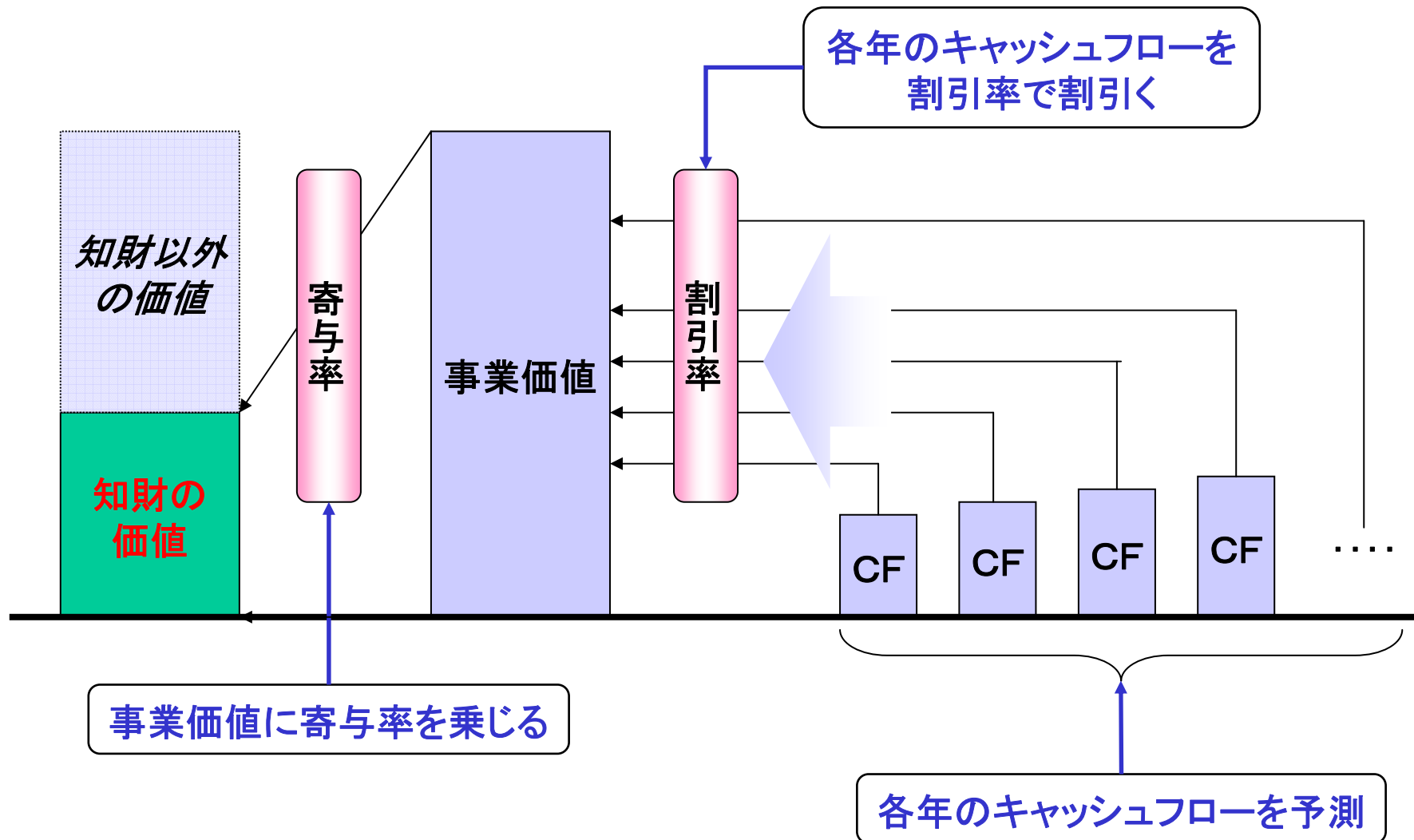
$$PV = K \sum_{t=1}^N \frac{C_t}{(1 + \alpha)^t}$$

PV	: 知財の価値
K	: 寄与率
C	: 各期の事業キャッシュフロー
α	: 割引率
N	: 算定期間

主なポイントは、①将来収益・キャッシュフロー、②知財権の寄与率、③現在価値への割引率、④算定期間をどのように理屈付けするか、とうことである。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法



Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- **事業キャッシュフロー**

知財を利用した事業のキャッシュフロー。

例えば、特許権であれば、その特許発明を利用した製品を製造販売する事業のキャッシュフロー。

計算式：

$$\begin{aligned} \text{事業キャッシュフロー} &= \text{税引き後事業利益} \\ &\quad + \text{減価償却費} \\ &\quad - \text{設備投資額} \\ &\quad - \text{運転資金増加額} \end{aligned}$$

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- 寄与率

知財が事業収益に寄与した割合。

具体例：利益三分法、25%ルール等

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

● 割引率

将来の事業キャッシュフローを現在価値に割戻すためのもの。

<割引率の考え方>

現時点 10万円 金利10%
1年後 $10万円 \times (1+10\%) = 11万円$
2年後 $10万円 \times (1+10\%)^2 = 12.1万円$
3年後 $10万円 \times (1+10\%)^3 = 13.31万円$
...
n年後 $10万円 \times (1+10\%)^n$

逆に、1年後に10万円欲しければ、
1年後 $10万円 \div (1+10\%) = 9.09万円$

...

n年後の10万円は $10万円 \div (1+10\%)^n$

Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

5. インカム法

- 算定期間

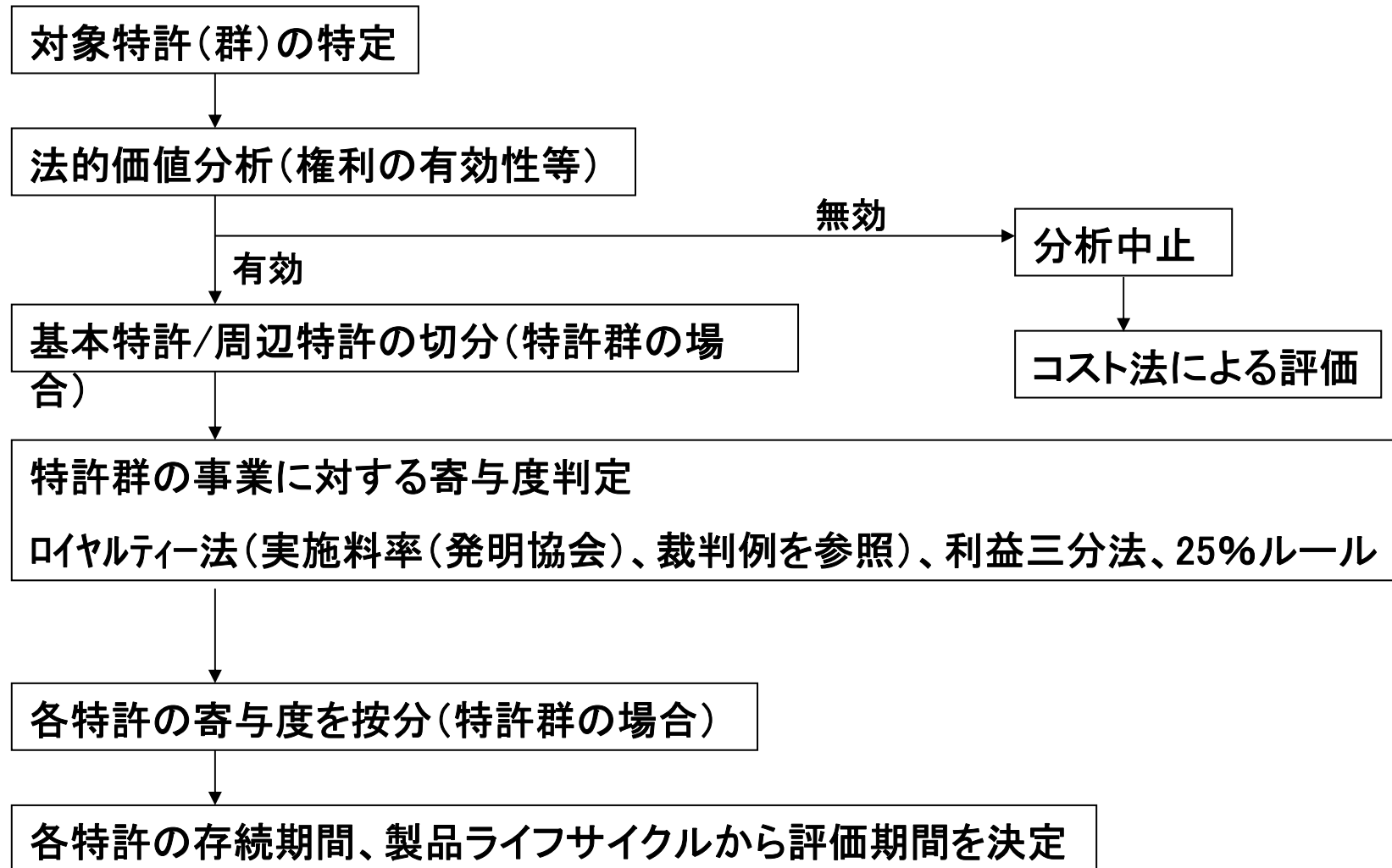
- 特許権の存続年数。

- 特許製品のライフサイクル。

- キャッシュフローが確実に得られるであろう期間。

II. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

6. 評価の作業フロー(特許)



Ⅱ. 知財の価値評価の手法にはどのようなものがあるか

7. 商標について

- 10年ごとに更新手続を行うことによって、半永久的に永続する権利である。
- 使用または時間の経過によって減価償却されるものではなく、使用によって、その価値が高まるという性質を持っている。ただし税法上は耐用年数10年の減価償却資産。

目次

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

設定：

- 特許権Aに係る発明の価値評価の算定
- 特許権Aは、ある製品aの特許
- 特許権Aは、製品aの全体に係る発明

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

評価法：単純DCF法

$$PV = K \sum_{t=1}^N \frac{C_t}{(1 + \alpha)^t}$$

PV	: 知財の価値
K	: 寄与率
C	: 各期の事業キャッシュフロー
α	: 割引率
N	: 算定期間

必要となる情報:

- 寄与率
- 各期のキャッシュフロー
- 割引率
- 算定期間

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

- 寄与率:

利益三分法により、寄与率 $K=1/3$ とする。

• 各期のキャッシュフロー:

以下の情報を基に、各期のキャッシュフローの算定が可能

- 特許権Aに関する発明を利用した製品の販売数量、単価、売上高
- 営業利益率、営業利益
- 減価償却費、設備投資額、運転資金増加額

$$\begin{aligned} \text{事業キャッシュフロー} &= \text{税引き後事業利益} \\ &\quad + \text{減価償却費} \\ &\quad - \text{設備投資額} \\ &\quad - \text{運転資金増加額} \end{aligned}$$

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

- 割引率:

一般的には事業を行っている企業のWACC(加重平均資本コスト)が用いられる。

ここでは、 $\alpha = 0.1$ とする

$$WACC = \frac{D}{D+E} (1-T) \gamma_D + \frac{E}{D+E} \gamma_E$$

D:有利子負債の金額、E:株主資本の金額、T:実効税率、

γ_D :負債資本コスト、 γ_E :株主資本コスト

- **算定期間:**

**特許権Aの登録から消滅までの期間。
ここでは、10年とする。**

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

$$PV = K \sum_{t=1}^N \frac{C_t}{(1 + \alpha)^t}$$

Diagram illustrating the Present Value (PV) formula with callouts for specific values:

- K is annotated with $1/3$.
- N is annotated with 10 .
- α is annotated with 0.1 .

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例

- 特許権Aにより生じるキャッシュフローの現在価値は148万円→特許権Aの価値

年	製品aにより生じる キャッシュフロー(万円)	特許権Aにより生じる キャッシュフロー(万円)	割戻し額(万円)	t
2010	55	18	17	1
2011	60	20	17	2
2012	70	23	18	3
2013	69	23	16	4
2014	75	25	17	5
2015	80	27	17	6
2016	71	24	14	7
2017	62	21	11	8
2018	67	22	12	9
2019	60	20	10	10
合計	669	223	148	

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

- 平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

A社が特許権に基づく質権をB社に設定(H9.9.1)

B社が質権登録申請(H9.9.2)

同質権登録申請書受領(H9.9.3)

質権移転登録(H9.12.1)

特許権移転登録(H9.11.17)

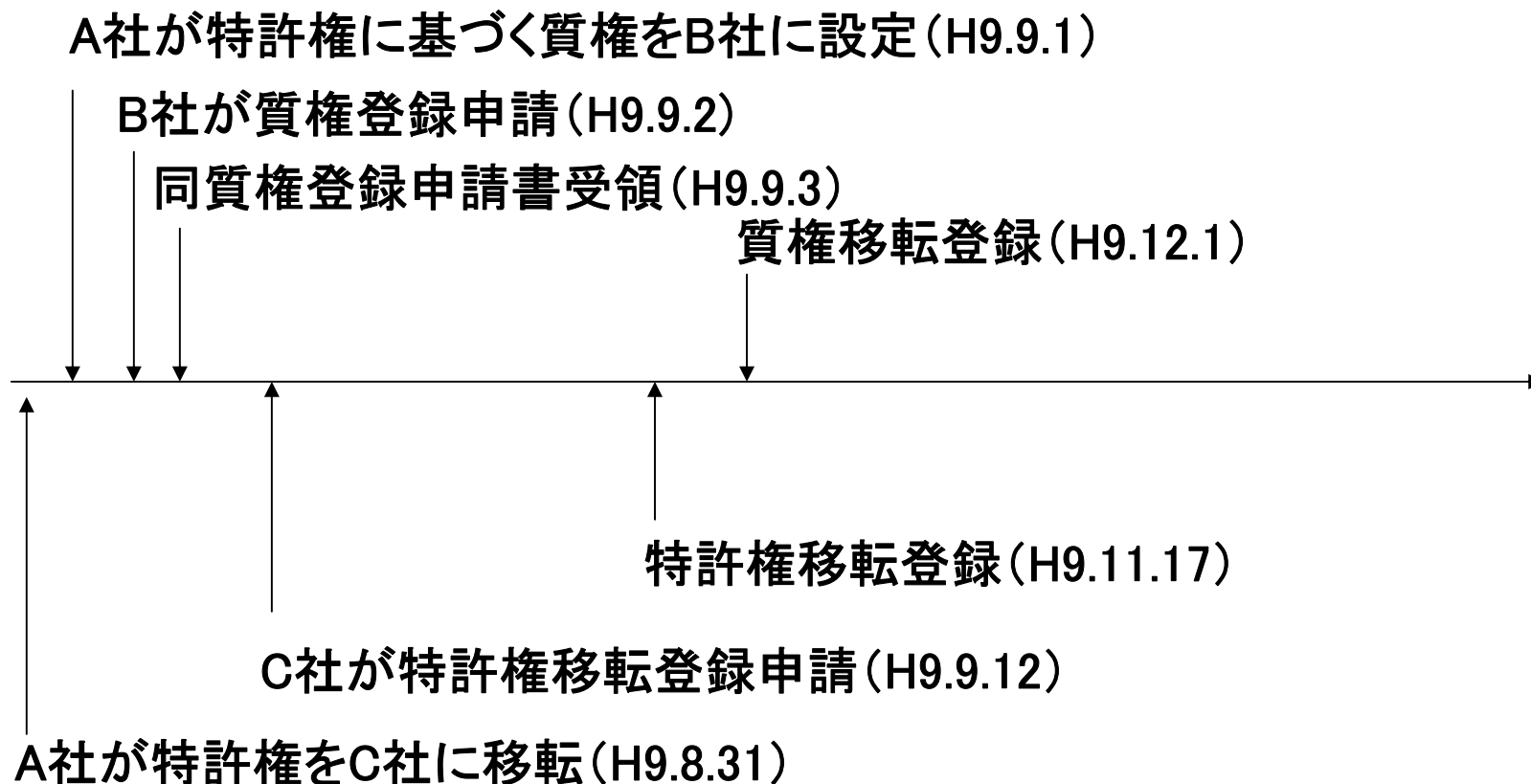
C社が特許権移転登録申請(H9.9.12)

A社が特許権をC社に移転(H9.8.31)

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

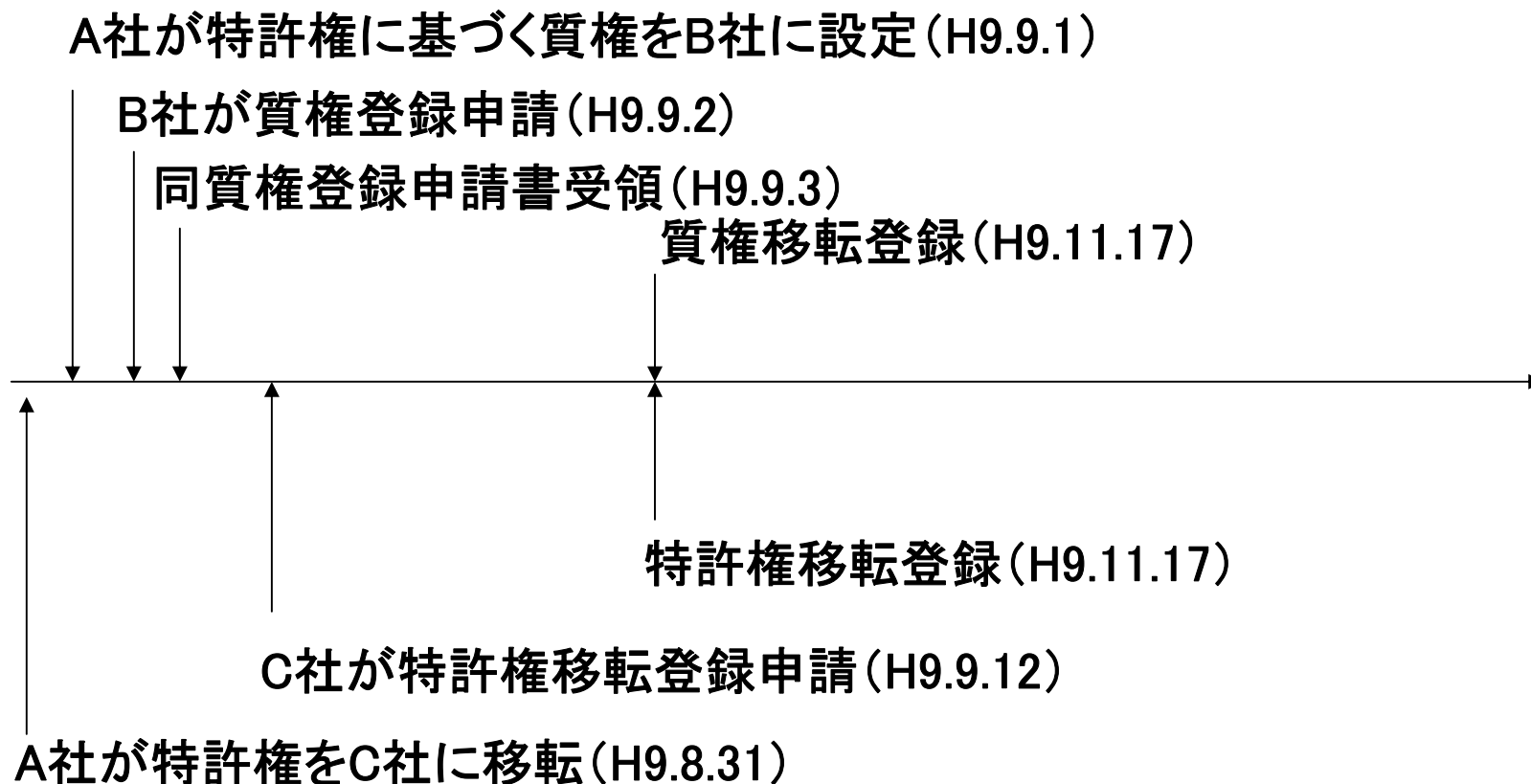
- 平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)



Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

- 平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)



Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

- 平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

A社が特許権に基づく質権をB社に設定(H9.9.1)

B社が質権登録申請(H9.9.2)

同質権登録申請書受領(H9.9.3)

~~質権移転登録(H9.12.1)~~

特許権移転登録(H9.11.17)

C社が特許権移転登録申請(H9.9.12)

A社が特許権をC社に移転(H9.8.31)

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

•平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

(イ)インカム・アプローチによる評価

- FS床板事業の単位当たりの利益を4000円/m² (5万2600円/t)と推定する。
- 一般的な製品のライフサイクルや本件発明の自己実施及びライセンス契約の存在の有無等を考慮して、平成10年度から5年程度と考える。
- 橋梁全体の売上高につき、橋梁年鑑の受注実績の数値を採用し、起点を平成9年度の73万8896tとする。その上で、橋梁全体の受注は年7%の割合で縮小すると想定し、また、その中で、合成床版の市場占有率は、平成9年度の1%から、年1%の割合で伸びると想定する。
- 割引率として、平成10年3月を含む前後6か月の10年新発国債利回り平均である1.646091%を採用する。
- 3億1158万1000円という評価額を得ることができる。

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

•平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

(ウ)マーケット・アプローチによる評価

▪ 三井物産が磯畑から平成9年11月に4億円で本件特許権等を取得している事例が、本件における取引事例として採用できる。この場合の評価額は、4億円である。

・その研究開発費を現在価値に割り引いた価額は、6713万3000円と算定されている。そこで、譲渡価額の4億円から、これを控除した3億3286万7000円が評価額となる。

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

●平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

(エ)コスト・アプローチによる評価

■被控訴人の融資担当者は、本件特許権を含むFS床版事業が形成されていく過程を把握する一方、長年の経験に培われた担保価値に対する感覚に基づいて本件質権を設定したと考えられるから、被控訴人がその被担保債権とした融資額3億6000万円を、コスト・アプローチの類似系として検討することができる。そこで、この3億6000万円を、リスク評価を行わない場合の評価額とする。

② リスク評価を行った場合は、前記(ウ)②と同様に、研究開発費を現在価値に割り引いた価額である6713万3000円を、上記3億6000万円から控除した2億9286万7000円が評価額となる。

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

•平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

(オ) 以上を総合して、本件特許権を含むFS床版事業の評価額を、3億3000万円と推定する。

鑑定の結果によれば、事業からの利益の4分の1(25%)を技術の寄与度と想定して技術の価値を測定する方法であるいわゆる25%ルールに基づいて、本件特許権を含む特許網について、3億3000万円の25%である8250万円という評価額が得られることが認められる。

平成10年3月ころ当時の事業収益の見込みにかかる本件特許権の特許網全体に対する割合については、全体を一括して4分の1(16分の4)という値を採用するのが相当であると判断する。

Ⅲ. 知財の価値評価の事例について

評価事例2

•平成18年(ネ)第10008号(最高裁平成17(受)541事件判決の差戻事件)

そうすると、当裁判所は、本件特許権の評価額、すなわち、本件質権による回収ができなくなったことによる損害額は、上記8250万円に、上記割合の4分の1を乗じた2062万5000円から、本件質権の回収費用として上記200万円を控除した1862万5000円であると判断する。

知的財産価値評価センター

- ・知的財産価値評価推進センターは、日本弁理士会の付属機関として平成17年に設立された。
- ・知的財産価値評価推進センターは、弁理士が関与する知的財産の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産の価値評価業務を行う弁理士を支援するための業務を行うことにより、弁理士による価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産の活用に寄与することを目的とする。
(日本弁理士会会則第150条の2第1項)
- ・知的財産価値評価推進センターは、日本弁理士会に対する裁判所等からの鑑定評価人の推薦依頼に対してその人選に携わっている。
- ・登録されている評価人候補に対して研修が行われている。

まとめ

- (1) 知財評価方法には、様々な方法がある。
評価の目的に応じて、選択すべき。
- (2) 知財評価はあくまで合理的な推定に過ぎない。
絶対的な価値を決定することはできない。
- (3) 知財評価によって知的財産の活用が活発に行われ、我が国の産業の発達、ひいては国際競争力の回復につながることを期待する。

(参考文献)

- 「日本弁理士会知的財産価値評価推進センター一年報」 日本弁理士会知的財産推進センター
- 「知的財産 戦略・評価・会計」 渡邊俊輔編著 東洋経済新報社
- 「知的財産の証券化」 広瀬義州、桜井久勝編著 日本経済新聞社
- 「知財評価基本と仕組みがよ〜くわかる本」鈴木公明著 秀和システム
- 「入門知的資産の価値評価」 山本大輔 森智世著 東洋経済新報社
- 「知的財産の価値評価」鈴木公明著 IMS出版

通常実施権等登録制度

1. 特定通常実施権の登録制度

平成20年10月1日施行

2. 仮通常実施権等登録制度

平成21年4月1日施行

通常実施権等登録制度

1. 特定通常実施権の登録制度

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年法律第36号)により創設。

本制度は、通常実施権の許諾対象となる特許権等の特許番号又は実用新案登録番号を特定しない通常実施権許諾契約(いわゆる包括ライセンス契約)に基づく通常実施権者の事業活動を保護するためのものであり、法の定める「特定通常実施権許諾契約」(産活法2条20項)による通常実施権を特定通常実施権登録簿に登録することにより、第三者対抗力を具備することができるもの(産活法58条)。

通常実施権等登録制度

1. 特定通常実施権の登録制度

・許諾の対象となる特許権等については、1)許諾対象の権利の種類、2)取得時期、3)実施製品又は技術、及び、4)有益事項の4点によって特定。実施の範囲については、一般的には、1)実施の地域、2)期間、3)内容によって特定される(産活法第59条第3項第4号及び第5号等)。

・一般に開示される事項は、特定通常実施権許諾者、登録年月日、登録の期間などで、特定通常実施権者や、許諾対象の特許を特定する事項などは、実施権許諾者の特許権等を取得した者などの利害関係者にのみ開示される。

通常実施権等登録制度

1. 特定通常実施権の登録制度

(登録対象外登録)

本制度では、許諾対象の特許権等は特許番号以外の方法で特定されるため、特定の特許権等が登録の対象であるか否かが必ずしも明確ではない場合がある。

そこで、許諾の対象ではない特許権等を個別に特定して登録上明らかにすることで、特定通常実施権登録の範囲をより明確にする制度(産活法63条)。

通常実施権等登録制度

2. 仮通常実施権等登録制度

平成20年特許法等の一部を改正する法律(平成20年法律第16号)により創設された。

特許出願段階におけるライセンスに係る特許法上の権利として、新たに仮専用実施権及び仮通常実施権を設けられた。また併せて、その登録制度が設けられた。

特許成立前に、特許を受ける権利が譲渡される場合や、特許を受ける権利者が破産した場合に、特許を受ける権利を新たに取得した第三者に対抗することができる。

通常実施権等登録制度

2. 仮通常実施権等登録制度

通常実施権等の登録制度について、特許原簿への登録を通じて一般に開示されている登録事項のうち、企業等において秘匿ニーズの強い事項(ライセンシーの氏名、通常実施権の範囲)については、一般への開示を制限することとなった。

特許法審査基準の改訂

(改訂のポイント)

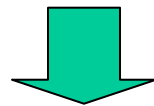
1. 産業上利用することができる発明
2. 医薬発明

平成21年11月1日以降に審査される出願に対して適用。

特許法審査基準の改訂

1. 産業上利用することができる発明

(旧)「人間を診断する方法には、病気の発見、健康状態の認識等の医療目的で、人間の身体各器官の構造・機能を計測するなどして**各種の資料を収集する方法**、及び人間の病状等について判断する方法が含まれる(旧審査基準第II部第1章2.1.1.1(3))。』



(改)「人間を診断する方法は、医療目的で人間の病状や健康状態等の身体状態若しくは精神状態について、又は、それらに基づく処方や治療・手術計画について、判断する工程を含む方法をいう(審査基準第II部第1章2.1.1.1(3))。』

特許法審査基準の改訂

1. 産業上利用することができる発明

改訂審査基準では下記の文言が追加された。

「人間の身体各器官の構造・機能を計測するなどして人体から各種の資料を収集するための以下の方法は、医療目的で人間の病状や健康状態等の身体状態若しくは精神状態について、又は、それらに基づく処方や治療・手術計画について、判断する工程を含まない限り、人間を診断する方法に該当しない(審査基準第II部第1章2. 1. 1. 2(3))。 」

特許法審査基準の改訂

1. 産業上利用することができる発明

- ・米国及び豪州は医療方法の発明を元来特許対象としている。
- ・欧州では2005年12月16日に拡大審判部の審決が出され、最終的な診断を補助するための人体のデータ収集方法(手術、治療、診断が含まれない人体の計測・測定方法)を特許対象とすることが確定した。
- ・韓国も2008年1月に審査基準改訂。



今回の審査基準の改訂は、先進諸国との調和が目的。

特許法審査基準の改訂

2. 医薬発明

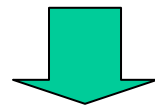
「請求項に係る医薬発明の化合物等と、引用発明の化合物等とが相違せず、かつ適用する疾病において相違しない場合であっても、請求項に係る医薬発明と引用発明とが、その化合物等の属性に基づき、特定の用法又は用量で特定の疾病に適用するという医薬用途において相違する場合には、請求項に係る医薬発明の新規性は否定されない（事例4～6）。（審査基準第VII部第3章2. 2. 2(3-2-2)）」

従来のように、患者群、適用部位、剤形が相違せずとも、用法・用量が相違すれば、新規性が認められることとなった。

特許法審査基準の改訂

2. 医薬発明

- ・患者や医師からは、効能が同じであっても、副作用や身体への負担が低減されてより安全で安心して用いることができ、患者の生活の質(QOL)を維持・向上することのできる医薬の開発が一層求められている。
- ・薬事法上、「用法・用量」の重要性にかんがみ、その変更の際には改めて治験等を行い承認を得ることが必要とされている。
- ・適用患者、適用部位が同じでも、用法・用量を改良すれば、多額の開発コストを要していたにもかかわらず、改良された薬剤について特許権を取得することができなかった。



用法・用量が改良された薬剤についても特許権にて保護することで、用法・用量を刷新するための開発のインセンティブを付与することとした。

【質問事項】

食品の技術は特許登録しても、なかなか価値を見出せないケースが多いかと思います。例えば、特許を回避する手段を見出したり、商品サイクルが短く定着させにくく、すぐに技術が陳腐化し易い状況かと思います。

いかに長い年月、価値ある技術を維持するか、を考えると費用対効果の得られない現状ですが、どのようにすれば、価値あるものになるか、又、評価の手法を変えて見方を変えるべきなのか、ご教授頂けたらと思います。

世界ブランドランキング2009

順位	ブランド	ブランド価値(100万ドル)
1位	Google	100039
2位	Microsoft	76249
3位	Coca-Cola	67325
4位	IBM	66622
5位	McDonald's	66575
6位	Apple	63113
7位	China Mobile	61283
8位	General Electric(GE)	59793
9位	Vodafone	53727
10位	Marllboro	49460

Millward Brown社 「BrandZ」2009年版(一部抜粋)

本日はありがとうございました。

ご質問などございましたら、
お気軽にご連絡ください。

特許業務法人原謙三国際特許事務所

〔大阪本部〕

〒530-0041

大阪市北区天神橋2丁目北2番6号大和南森町ビル

電話:06-6351-4384 FAX:06-6351-5664

E-mail:kenzopat@mars.dti.ne.jp

URL:<http://www.harakenzo.com>

〔東京本部〕

〒105-6112

東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル21階